委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	長野県	
3. 市区町村名	東御市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tomi.nagano.jp/category/1922/131337.html	

執行機関名 東御市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園の設置者が行なう入園料及び保育料の減額又は免除に対する補助金 (以下「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の交付に関する事務であって規則 で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		東御市個人番号の利用等に関する条例別表第一 第一の項 私立幼稚園の設置者が行なう入園料及び保育料の減額又は免除に対する補助金 (以下「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の交付に関する事務であって規則 で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第十八号)第1条	東御市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成16年告示第30号)第1条
② 東変の振ら立は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、 <u>私立幼稚園の設置者が行なう入園料及び保育料の減額又は免除することに対し、予算の範囲内で補助金を交付する</u> ことについて、東御市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		東御市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成16年告示第30号)